

社会福祉法人春日部福祉会 役員等報酬及び役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日部福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員、評議員選任解任委員、第三者委員、入所検討委員、（以下「役員等」という）の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員、第三者委員、入所検討委員をいう。

(費用弁償)

第3条 役員等が業務執行のため必要な会議に出席した場合は、別表の費用弁償の額により支給する。

- 2 前項の規程にかかわらず役員等から、費用弁償の受け取り辞退の申し出を受けた場合は、その意を受け支払わないものとする。

(報酬)

第4条 法人の業務を執行する役員等に対し、職務執行の対価として別表の報酬額により支給する。

- 2 理事長の報酬は月額報酬とする。
- 3 その他役員等の報酬は、日額報酬とする。
- 4 前項の規定に関わらず役員等から、報酬の受け取り辞退の申し出を受けた場合は、その意を受け支払わないものとする。

(報酬の支給)

第5条 理事長の報酬の支給方法及び支払い日は、当法人職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

- 2 役員等に対する報酬は、理事会及び評議員会への出席など、法人・施設運営のため業務にあたった都度、現金で支給する。

(旅費)

第6条 役員が職務のため出張をしたときは、別表に定める規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(適応除外)

第7条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等については適応除外とする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1

項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1. この規程は、平成9年11月22日から施行する。

附則

1. この規程は、平成13年10月23日から施行する。

附則

1. この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附則

1. この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附則

1. この規程は、平成28年12月25日から施行する。

附則

1. 費用弁償規程を廃止し、新たに令和5年4月1日から施行する。

別表

(第3条、第4条関係)

区分	報酬額	費用弁償額
理事長	月額 100 万円迄の範囲内 で評議員会の承認を得る	支給なし
理事	日額 5,000 円	支給なし
監事	日額 5,000 円	支給なし
評議員	日額 5,000 円	支給なし
評議員選任解任委員	日額 5,000 円	支給なし
第三者委員	支給なし	日額 2,000 円
入所検討委員	支給なし	日額 2,000 円

※オンラインで会議出席した場合の報酬額は3,000円とする。

(第6条関係)

交通費	日当	宿泊料
実費	日額 5,000 円	実費